

しらおか歴史物知りシート

No.3-4

こもれびの森・歴史資料展示室

【鷹狩と鷹場】

鷹狩とは飼育し訓練した鷹を使って狩猟をすることです。日本では古くから行われ、貴族は趣味として、武家は武術の鍛錬として用いていました。江戸幕府を開いた徳川家康も鷹狩を非常に好み、関東入国以降は領地の民情の偵察や地理を理解するため、埼玉県内でも岩槻・忍・川越などの諸城を宿泊地としてしばしば鷹狩を行っています。鷹狩を行う特定の場所のことを鷹場といました。

鷹場が制度化されたのは、寛永年間（1624～43）です。寛永5年江戸から5里以内に將軍家の公儀鷹場が設けられ、同10年には公儀鷹場の外側の江戸から10里以内のところに御三家や大大名などへ鷹場が与えられます。しかし、5代將軍徳川綱吉が「生類憐みの令」を下したことから元禄元年（1693）に鷹場は一旦廃止され、8代將軍吉宗による鷹場復活まで20年以上の歳月を経ることになります。

鷹場制度の変遷 江戸幕府初代將軍徳川家康によって制度化された公儀鷹場ですが、寛永3年に①鷹の巣を見つけた者には褒美を与える ②巣鷹（巣の中の鷹のひな）を盗んだ者は死罪に処す ③巣鷹の盗人を訴え出た者には金50両を与える、とした三か条の高札が掲げられます。鷹場だけでなく広く村々にこの高札を掲げたのは、「鷹を所持してこれを使うのは將軍家だけの特権である」ことを改めて広く誇示しようとしたものでした。また正保4年（1647）には「放鷹場制札」の三か条が鷹場となった村々に出され、「鷹場で諸鳥を殺生する者を油断なく見付ける事、いたずらに殺生する者があれば届け出る事、若し見通したり聞き通した時は、村中詮索の上厳罰にする。夜中に殺生するものがあるので、夜廻りをする事。申し出た者には褒美を与える」と記されていました。これは、鷹場内での密猟に対する幕府の厳しい処置が示されており、鷹場に対する農民の考え方を徹底させようとしたものでした。鷹場の範囲は現在のさいたま市以南の荒川と中川・隅田川・多摩川の流域部に及び、白岡市域は野田村・爪田ヶ谷村・篠津村・野牛村・高岩村・寺塚村の6か村が、伊達家（仙台藩）の鷹場になっていました。

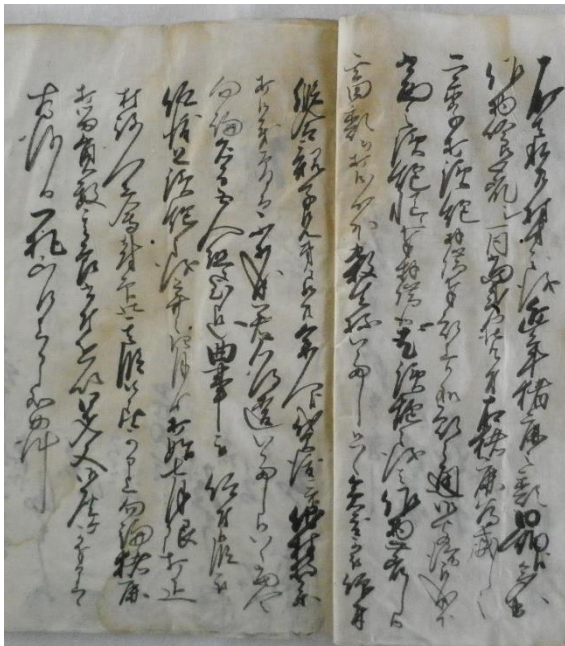
元禄6年に一旦廃止された鷹場ですが、享保元年（1716）8代將軍吉宗によって復活します。白岡市域は再び公儀鷹場（御捉飼場、將軍の御鷹を訓練する場）に指定され、村々からは鷹場諸法度を遵守するという「御鷹場証文」が提出されています。

鷹場の職制と管理 鷹場に関わる職制には鷹匠と鳥見の二系統があり、鷹匠は將軍の鷹狩などに随行したり、御捉飼場で鷹の訓練などを行いました。市域の岡泉・実ヶ谷・千駄野・小久喜・上野田・下野田・篠津・野牛・高岩・寺塚・白岡の各村は御捉飼場として、鷹匠頭戸田五介支配の範囲となりました。鳥見役は鷹場村々を直接管理し、鷹狩の際の案内、鷹匠の送迎、鷹場内の鳥獣の保護や検分、鷹場禁令の遵守、造作物の許可など、鷹場状況を把握して農民を指揮監督することを職掌としました。鳥見役や鷹場内を見廻る野廻り役は、在地の有力農民から任命され、篠津村の勝平次郎・正助は公儀鷹場の野廻り役を務めています。右の写真は勝氏が戸田五介支配下の鳥見役であることを示す資料です。偽物の横行を防ぐためのものでした。



戸田五介合判

市域の鷹場の様子 御掟飼場になっていた市域では、狩りの獲物となる鳥類の殺生は固く禁じられていましたが、密猟は跡をたちませんでした。野廻り役は違反者の探索や摘発をする警察的業務を担って村々を巡回していたので、村民からは恐れられていました。また鷹匠の権威をかりて行き過ぎた行為も見られるようになり、天保12年（1841）には幕府から「鷹匠の権威をかりる野廻りがあれば、名前を確かめ必ず訴え出ること」というお触れが出ています。市内に『鷹匠湯』という伝説が残っています。『むかし鷹匠が農家に泊まり込んで、よく鷹狩をしていた。その鷹匠がとても威張っていて、農家で風呂に入ると、はじめは「熱い、熱い」といってうめさせ、そのうち「ぬるい、ぬるい」と火を灯すように言いつけた、その後、この地ではわがままで自分勝手な人のことを「あの人は鷹匠湯だ」というようになった』というものです。鷹場に属する村々の住民は鳥類の保護・鷹場の管理で生活上様々な制約を受けるだけでなく、御鷹御用役人の廻村も大きな負担となっていたことを伝えるものです。



鉄炮拝借御請証文（部分）

【意識】
 私たちの村では、近年猪や鹿などが田畑へ出没し、作物を喰い荒らすので困っています。猪や鹿を威すために鉄炮の拝借を願ひ出たところ、願ひをお聞き下さいまして、鉄炮を確かに拝借致しました。この鉄炮は、作物を荒らす畜類を打つより外の殺生には使われないようにと仰せ付けられました。たとえ親子・兄弟であっても、他の人へ貸したり、他村へ持って行くことは絶対にならない。もし心得違ひをした場合は、自分は勿論名主五人組に至る迄処罰すると言われました。また、鉄炮は一年のうち四月より七月で打止め、村役人立会で封印したことをお届けします。もちろん猪や鹿を打ち留めた数は書き付けでお届けします。後日のため一書差上げます。

鷹場関係資料群 鷹狩の対象となる鳥類を狙うのは人間だけではありません。鶴を狙う猛禽類や鹿などの動物も見廻る必要がありました。慶応2年（1866）に上野田村の名主から出された「鉄炮拝借御請証文」によれば、「私たちの村は、近年猪や鹿が多く出て田畑を荒らして困っているのので、威し用の鉄炮を拝借したい」と願ひ出ています。市域に「猪」や「鹿」??本当にいたんでしょうか?ちょっとびっくりしますが、実際に畑に出現して作物を喰い荒らしていたのだと思われます。そしてその対応策に拝借したと思われる短筒（ピン打ち式火縄銃）が、同上の名主家から発見されました。この鉄炮拝借願ひと共に「二季打 鉄炮 壹挺」と墨書きされた木製の手形も発見されました。手形には「但玉目三匁五分」と書かれています。江戸時代に使われた鉄炮は、使用する玉薬（鉄炮の弾薬）の重さでサイズを表しました。「三匁五分」というのは約13.1gの玉を使用していることとなります。これらの「短筒」・「手形」・「鉄炮拝借証文」と「餌取札判鑑」の4点からなる資料群は、鷹場管理を行う村方の状況を読み取ることのできる好資料として、市の指定文化財に指定されています。市域が鷹場であったことを物語る大変貴重な資料といえるでしょう。



玉目3匁5分の短筒